

千葉県立若松高等学校校内情報ネットワーク運用規定 (H22. 5. 24)

第1条 (規定の目的)

この規定は、若松高等学校校内情報ネットワーク（以下「校内 LAN」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

第2条 (校内 LAN の目的)

校内 LAN は、本校教職員、生徒等にネットワークサービス等を提供することにより、本校の教育活動を支援し、教育活動の推進に貢献することを目的とする。

第3条 (責任者)

教指第2172号「ネットワーク利用に関する情報セキュリティ基準（通知）」平成21年4月1日改定により、次に挙げる責任者を置く。

(1) 校内のすべての情報資産の情報セキュリティを統括する、総合情報責任者を置く。総合情報責任者は、校長を充てるものとする。

(2) 校内の情報セキュリティに関する連絡体制を構築する、情報セキュリティ管理者を置く。情報セキュリティ管理者は、教頭を充てるものとする。

(3) 校内 LAN を運用するために、情報システム管理者を置く。情報システム管理者は校長が任命する。

第4条 (情報管理委員会)

校長、教頭、情報システム管理者及び情報処理部員で構成された情報管理委員会を設置し、校内のネットワーク管理、情報の管理等を行う。

第5条 (業務)

情報管理委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 校内情報ネットワークの利用に関する基本的事項に関すること
 - ア ネットワークサーバ群の管理
 - イ ネットワーク用 PC 群の IP アドレスの管理
 - ウ 利用者 ID の付与と管理
 - エ 前各号に掲げるものの他、第2条の目的を達成するために必要な事項に関すること
- (2) 公開情報の検討及び Web ページ運用に関すること
- (3) その他校内ネットワーク利用に必要な事項に関すること

第6条（利用者）

校内 LAN の利用者は、若松高校教職員、在校生、本校と連携して教育活動を行う者及び校長が特に認めた者とする。

第7条（パスワード）

利用者のパスワードは、利用者が管理する。

第8条（保守点検による運用の一時停止）

情報管理委員会は、ネットワークサービスを良好な状態で運用するため、やむを得ないときには、利用者への事前通知をすることなく、その運用を一時停止して保守点検することができ、ネットワークサービスの内容変更及び追加をすることができる。

第9条（禁止行為）

校内 LAN の利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 第三者を誹謗中傷する行為
- (3) 第三者の無体財産を侵害する行為
- (4) 利益行為
- (5) 法令に違反する行為
- (6) ネットワーク通信を阻害する行為
- (7) ネットワークサービスを破壊する行為
- (8) 他の利用者の ID 及びパスワードを盗用する行為
- (9) その他校内 LAN の運用に支障をきたす行為

第10条（利用者の利用停止）

情報管理委員会は、校内 LAN 利用者が前条各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、その利用を停止することができる。前第6条に規定する承認を取り消すことができる。

第11条（運用状況の調査）

情報管理委員会は、ネットワークサービスの利用に疑義が生じた場合には、運用状況について調査を行うものとする。

第12条（変更・増設・更新）

ドメインの管理，ハードウェア・ソフトウェアの変更，増設，更新等については，情報管理委員会が行う。

第13条（細則規定）

この規定に定めるものの他，校内 LAN の運用に関し必要な事項は，情報管理委員会が定める。

第14条（規定の見直し）

情報ネットワークを取り巻く状況の変化に対応するため，必要に応じて本規定を見直すことができる。本規定の見直しは，情報管理委員会が行う。

第15条（校内 LAN の種類）

平成22年5月現在，本校で稼動している校内 LAN は，次の通りである。

（1）学習系 LAN

ICE-NET 経由でインターネット接続が可能なネットワークである。生徒総合学習用ノート PC 群及び PC 教室はこのネットワークに接続されている。

教職員個人 PC を学習系 LAN に接続する場合は，「千葉県学校教育情報ネットワーク管理運用規則」7－（10）－ウ－（ア）により承認を受ける。

（2）校務系 LAN

個人情報及び校内業務情報の管理を行うネットワークである。

どちらのネットワークにおいても，クライアント PC 上に情報を保管してはならない。

第16条（県立若松高等学校 校内情報ネットワーク利用のガイドライン）

ネットワークにおける個人情報等の取り扱いに関しては，別に定める「県立若松高等学校 校内情報ネットワーク利用のガイドライン」に沿うものとする。「県立若松高等学校 校内情報ネットワーク利用のガイドライン」は学校 Web ページで公開する。